

関係団体の活動

医師会・歯科医師会
薬剤師会・保健所

医療に関係する各団体は、震災後、密接に連絡をとりながら、連携して医療の支援活動を行いました。



被災された市民の相談に応じる医師(明石公園)

大きな被害にもかかわらず 医師会として全力

今回の震災で、明石市医師会に所属する192医療機関の被害は全壊2、半壊4、一部損壊は約60%にのぼりました。加えて、医療に必要なライフラインは途絶し、とくに、水のそれは、入院・手術・麻酔・検査などに極めて大きな障害となりましたが、地域医療の核となる各病院は市内外から搬送されてくる救急患者の対応に力を尽くされました。

大部分の医療機関は震災当日から診療を開始するとともに、避難所へも必要があれば往診を行うなどの対策が講じられ、「かかりつけ医」による医療は確保されました。こうしたことから大きな医療上の混乱もなく、4月16日の避難所閉鎖を迎えることができました。

一方、震災当初の神戸地区への支援として、明石、長田両警察署の要請で死体検案業務を行うため1月18日から21日にかけて長田警察署に延べ14名の医師が出務するとともに、神戸市医師会に対しては、救援要請があればいつでも対応することを申し出ました。

1月20日午後1時30分から開催された明石市医師会の臨時理事会では、避難所の現状についての市の報告に基づき、医師会による避難所の医療について支援が決定されました。これは1月22日から開始された「避難所における巡回健康相談」に対する支援にもつながりました。

また、震災後、夜間の精神科救急が必要になったことから、1月31日には、医師会の事業として、避難所を対象に精神科夜間救急体制がとられました。夜間往診は、市内の生村医院に宿泊し、主に須磨の避難所の救護活動にあっていた岡山県の精神科救護班にも協力を依頼しました。この事業は、2月6日に明石土山病院を兵庫県の西の精神科救急拠点とし、明石市はもとより、神戸市も対象にした本格的な24時間精神科救急体制に移行し、日本精神病院協会から3月31日まで精神保健指定医1名、看護婦(士)2名の支援を受けることになりました。

この間、明石市は避難所の65歳以上の希望者を対象に、2月9日に市内2か所で、インフルエンザ予防接種を実施、医師会は、医師3名を派遣し、これを支援しました。接種者は3名に留まりましたが、これも明石の医療が

健在であり、避難所においても医療需要を満足していた結果であると思われる。

巡回診療で歯科医師会も活動

明石市歯科医師会の被害は、127医療機関のうち、全壊3、半壊5、一部損壊は64でした。また水道、ガスの停止により、ほとんどの診療所が診療不能となり、市立総合福祉センターの心身障害者等歯科診療所は応急患者のみの対応となりました。

1月18日から2月28日までは兵庫県警の要請により、警察歯科医が身元不明死体の個体識別検死を行いました。1月22日から2月28日までは、神戸市内の歯科医療の需要に対応するため、兵庫県歯科口腔保健センターで診察を行うとともに、歯科診療車により神戸市、西宮市、芦屋市を巡回しました。



警察や在宅介護支援センターなどもチームを組んで相談にあたった(明石公園)

医療機関に積極的な協力をした薬剤師会

明石市薬剤師会の被害状況は、158薬局のうち、全壊6、半壊10などとなりました。地震直後から、再三にわたり臨時役員会を開催し、被災

地の要請により支援を行う、また、兵庫県薬剤師会に協力するという方針を確認し合いました。

県薬剤師会館が倒壊したため、これに代わり被災地に対する備蓄薬品情報を1月30日から2月10日まで報道機関に提供するとともに、医療機関に協力し、他市からの避難者が服

用している薬の鑑別を行いました。神戸市では、1月30日から2月28日まで兵庫県消防学校やサンボーホールなどの医薬品集積場で一般医薬品やマスク等のボランティア配付を行い、1月下旬から2月上旬にかけて兵庫高校の避難所や長田保健所で、調剤や医薬品整理に協力しました。

地震後の消毒等に迅速に対応した保健所

明石保健所では、地震の発生直後から4月14日まで日直及び夜間当直による24時間体制に入り、情報収集を行うとともに兵庫県庁等からの連絡に備えました。

1月18日に、県地域保健課からの連絡により、避難所に手洗い用の薬剤を配置するよう市保健課に指示し、19日から実施されました。1月26日には、市保健課と避難所便所の消毒について協議し、明石保健所は定期消毒を担当し、1避難所週1回、避難者100人以上の所は週2回実施することとし、これは3月14日まで続きました。

高丘コミセン中央集会所で行った総合相談





要援護老人保健医療福祉システム協議会でも震災対応を協議した(保健センター)

このほか一般医薬品の市への配付、高齢者のインフルエンザ予防接種の実施についても調整を行いました。また、1月22日からは避難所の環境状況と避難者の健康状況の把握を目的に、「巡回健康相談」を実施。保健所保健婦・栄養士、市保健婦を主体にしながら西播磨の各保健所や広島県の保健所の保健婦の応援を得ました。相談は4月16日の避難所閉鎖まで継続し、これから得られた情報は市災害対策本部、医師会、県健康課にフィードバックされ、医療が必要な人には、医師会、医療機関と速やかに連絡を取り、受診や入院などの

対策が講じられました。

被災した要援護高齢者を 受け入れた老人保健福祉施設

明石市内の老人保健施設や老人福祉施設では、震災直後からライフラインが途絶し、職員が被災するなど、施設運営に支障を抱えるなか多数の被災高齢者を緊急ショートステイとして受け入れました。

各施設では、ショートステイ用ベッドのみならず、デイサービス、デイケア及び静養室や面会室など利用可能なスペースは全て活用して、

被災高齢者の受入れに努めました。

しかし、市内だけでなく被災各市から希望者が殺到したため、社会福祉協議会や業者からベッドの貸出しを受け、他府県からの応援職員の協力も得て、震災で行き場を失った要援護高齢者に温かい支援を続けました。その結果、10月末日までに緊急ショートとして受入れた延人数は、特別養護老人ホーム53名、養護老人ホーム26名、老人保健施設159名に及んでいます。

また、入浴施設を被災者に開放するなど、地域支援の拠点施設として、その機能を最大限に発揮しました。



関係団体の活動

警察

明石警察署では仮設住宅を巡回する
専属チームを発足させた(大観町)

安否確認も対応

災害時における市民の生命、財産の保護、さらには治安の維持、交通の確保、犯罪の予防等を図ることは警察署の大切な任務です。このために、明石市災害対策本部では、震災直後から明石警察署の警備課を窓口にして連携行動を続けてきました。

明石警察署の署員の出勤状況は地震発生から6時間後には94%にあたる204人が、交通マヒのなかで確保されました。早速、県警本部の指令を受け、市内の各医療機関に署員を派遣させ人的被害の状況把握にあたりました。この時点での被害状況は死者5人、負傷者965人で、市の対策本部にも情報が伝えられました。一方、災害対策本部からは開設した避難所の状況をお知らせし、交番勤務員やパトロールカー等による巡回を強化するなどの対応策に役立てていただくとともに、市民からの市側へ

の要望事項等についても連絡がありました。

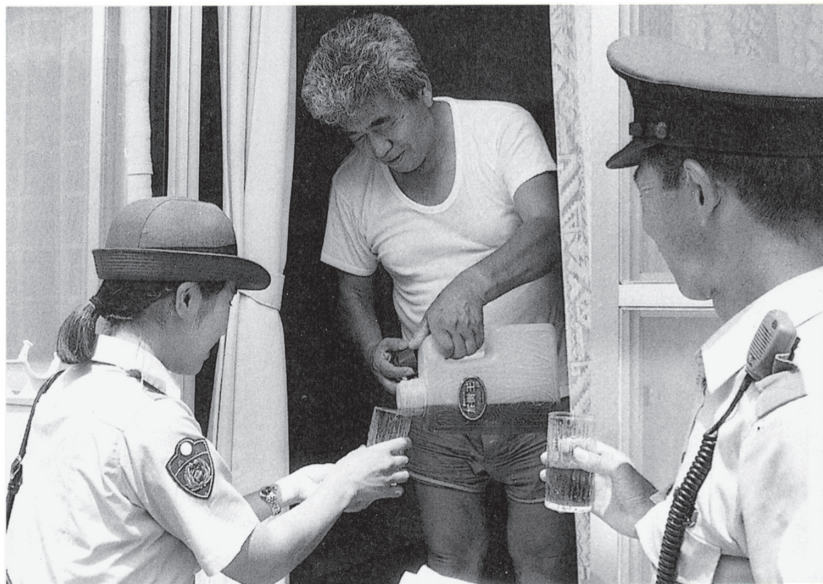
また、警察へも他府県の人たちから被災地である明石市民の親類、知人、友人の安否確認の照会も多数あり、交番勤務員が急いで確認に走る場面もしばしばありました。実際、訪ねてみると家具の下敷きになって既に亡くなって4日経過しているという不幸なケースもありました。

余震への脅え、家屋の損傷、ライフラインの未回復など市民の心が穏やかでない頃、さらに不安をかきた

てるような流言飛語や一部の心ない人たちの秩序を乱すような行為が避難所や仮設住宅の周辺で見られましたが、警察の尽力によって解決をみました。

その後も、警察は弱者ケア対策の一環として、独居老人宅に特別巡回連絡を実施し、移転等の実施結果を市保健福祉部に連絡をするとともに、仮設住宅へは婦人警察官2名を含む3人体制を組み、1か月で全住宅を一巡できるような活動も続けられています。また、明石市仮設住宅ケアネット推進委員会のメンバーにも参加し、地域安全活動を繰り返しています。

一方、市は望海浜公園の一角を警察用臨時ヘリポート及び交通途絶時の警察職員マイカー応召に備えて臨時駐車場として確保しました。さらに他府県からの応援警察官の宿泊所としても、少年自然の家など、市の公共施設を提供しました。また、二次災害防止のための危険箇所パトロールを共同で実施するなど、市と警察との連携が随所で図られました。



交差点で車両を誘導する警察官(大明石町1丁目の国道2号)





関係団体の活動

自治会

自治会長に支援を要請

「災害は忘れた頃にやってくる」と昔から言い古されたことばの真実を重く感じました。

JRや山陽電鉄が大きな損害を被り、交通手段に壊滅的なダメージを受けたことをはじめ、水道施設や学校などの公共施設の損壊、また都市ガスの供給停止、さらには、安否の確認手段である電話の不通など、市民生活がパニック状態に陥りました。

こうした状況のもとで行われた、市と各自治会、町内会とのやりとりを日を追いながら紹介します。

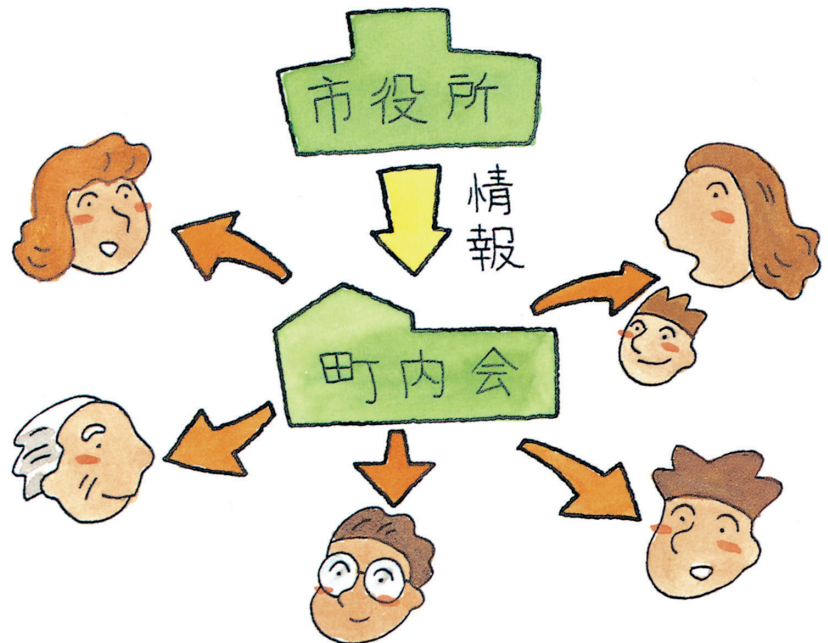
1月17日…コミュニティ・文化課を中心に各課で問い合わせに対応

電話がかかりにくい状況のなか、「水道の水が出ない。給水場所はどこにあるか」など、水に関する問い合わせのほか、応急処置として屋根を覆うビニールシートに関することや、ガス漏れの情報が数多くありました。

「地震でガス管が破損し、都市ガスが漏れています。火災の恐れがあります。火気の使用につきまして、町内の皆さん方に、十分注意をしていただきますよう、お知らせをお願いします」との放送を、市東部の放送設備がある自治会にお願いをしました。

1月18日…給水場所のお知らせを依頼

水道の断水のお詫びと給水場所の設置状況のお知らせをし、合わせて



会員への周知を依頼しました。

「プー。プー。プー。プー。………」受話器を置く。再度、電話番号をプッシュする。交信できない。受話器を置く。何度も何度も繰り返す。市内の420自治会のうち、386自治会の会長さんにどうにか連絡がつかしました。放送設備を保有している100余りの自治会には、給水場所の設置状況の放送をお願いしました。

1月19日…電話で被災状況の報告を依頼

市が把握している被害戸数を補完するため、至急に自治会、町内会を通じて調査をお願いしようという本部決定がされました。コミュニティ・文化課では、他課の応援を得て、約8時間にわたり、電話による災害状況の情報収集に努めました。

震災以後ずっと電話がかかりにくい状況であり、受話器を置いては番号をプッシュするといった動作を約20回繰り返す、やっと1回の通話が可能という状態でした。

大きな余震が続いており、多くの会長が、自らの住宅にも大きなダメージを受けているにもかかわらず、既に町内の被災状況を把握されていました。「〇〇と〇〇さんは、家が壊れ、中学校に避難されています。〇〇さんの家は、屋根が大きく壊れ、住めないと思います」。なかには状況把握のため、直ちに、自分の目で住宅の損壊状況を確認に出かけられる会長もおられるなど、積極的な協力が得られました。

その結果、午後7時には全壊87世帯、半壊244世帯の確認がとれ、その

後の市の対策に大いに役立ちました。

さらに、市は各校区連合自治会長に、市内の被災状況を報告するとともに、市の災害対応策について支援と協力をお願いしました。

1月20日～21日…東部の自治会長に、市の対応を通知

都市ガスや水道が止まり、懸命な復旧作業にもかかわらず、完全復旧に至っていない地域へ市の対応について速達郵便で自治会長に依頼。内容は断水状況と給水場所、ガレキの回収、カセット用ガスコンロの貸与、被災者相談センターの開設などのお知らせで、会員への配慮もお願いしました。

1月22日…全自治会長に、市の対応を通知

市政だより臨時号NO. 5を速達で送付し、仮設住宅の建設や神戸への船便などの情報をお知らせするとともに会員への配慮をお願いしました。

1月25日…全自治会長に、ガレキ

の搬出方法について通知

「これからのガレキ類の搬出方法について」の案内を速達で通知しました。

1月27日…全自治会長に、市の対応を通知

市政だより臨時号NO. 7を送付し、水道料金や市税の納付期限の延長をはじめ、仮住宅の申込みや貸付金制度などをお知らせするとともに会員への配慮をお願いしました。

こうした文書は、各自治会によっては、コピーされて各戸に配付されたり、回覧形式で伝達された所もありました。

また、地域に開設された避難所での積極的なお世話、救援物資や義援金の募集、さらには被災地の訪問、炊き出しなどを自治会活動として取り組んだ所も数多くありました。

今後、連絡体制や連携の強化を

今回の大地震による家屋の全・半壊、道路や水道施設の損壊など、ライフラインや交通、通信のまひ、さらには人心の動揺など、何一つとってみても、関係官公署のみで完璧な対応は不可能と思われます。

地域に根をはっている自治会・町内会は災害時の強力な支援団体であり、市民の心のよりどころとして、その力を十分発揮できるものと考えられます。

自治会・町内会との連絡網の整備と充実、さらに自治会の地域での役割を改めて評価し、その機能が十二分に発揮できるよう、市との連携が強く求められます。

今回の対応を一つの反省とし、今後は、緊急時の通信連絡システムの確立、さらには自治会の果たす役割について、市も自治会も相互理解をし、非常時の対応について、お互いの認識を深めていくことが必要でないかと考えられます。

